

# 情報提供

那医発第 16 号  
令和 6 年 4 月 8 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
常任理事 喜納美津男

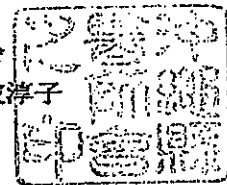


平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「医師の働き方改革関連制度の施行に伴う対応について（周知依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）  
.....記.....

沖 医 発 第 1 5 号 F  
令 和 6 年 4 月 2 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 浦波淳子



## 医師の働き方改革関連制度の施行に伴う対応について（周知依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

令和 6 年 4 月から医師の働き方改革が施行されますが、介護老人保健施設や介護医療院で診療に従事する医師についても適用されることとなります。

介護老人保健施設等で診療に従事する医師について、副業・兼業先を含めた時間外・休日労働の上限（原則年 960 時間）規制が適用されることに伴い、管理者は自施設の勤務医（非常勤職員含む）の労働時間の適切な管理や長時間労働となっている勤務医に対する面接指導等の健康確保のための措置を講じなければならないことや、長時間労働となっている勤務医に対し、継続した休息時間を確保するよう努めなければならないとされております。また、必要に応じて、宿日直の許可の申請をお願い致します。

その他、本制度の適用に伴い、労働者に時間外・休日労働を行わせるに当たっては、労働基準法第 36 条に基づく時間外・休日労働に関する協定届（36 協定届）の締結・届出を行う必要がありますが、令和 6 年 4 月以降、対象の労働者に勤務医が含まれる場合には、所轄労働基準監督署に新様式（様式第 9 号の 4 又は第 9 号の 5）で届け出る必要がありますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます（電子申請も可能とのこと）。

医療機関における制度の仕組みや各種手続きについては、別添の「医師の働き方改革 2024 年 4 月までの手続きガイド」や下記のホームページにまとめられており、介護老人保健施設等にも求められる内容についての参考となりますので、ご活用いただければ幸いです。

【参考：医師の働き方改革 2024 年 4 月までの手続きガイド】

※ 7～8 頁（勤務実態の把握）

※ 9 頁（宿日直許可について）

※ 17～20 頁（勤務間インターバル・代償休息について）

※ 21～28 頁（長時間労働医師への面接指導について）

※ 31～40 頁（2024 年 4 月以降の医療機関の 36 協定について）

- ・ 医師の働き方改革の制度解説ページ いきいき働く医療機関サポート  
<https://iryuu-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation>
  - ・ 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等、副業・兼業時の具体的な労働時間の通算方法等について  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>
  - ・ 36 協定届について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35595.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35595.html)
- (電子申請：手続検索で「時間外 医師」と検索してください。)
- <https://shinsei.egov.go.jp/recept/procedure/lists/procedureInformation>
- ・ 宿日直許可申請に関する FAQ  
[https://iryoukinmukankyou.mhlw.go.jp/pdf/outline/pdf/20220621\\_02.pdf](https://iryoukinmukankyou.mhlw.go.jp/pdf/outline/pdf/20220621_02.pdf)
  - ・ 都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧  
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/rou doukyoku/index.html>
  - ・ 働き方改革推進支援センター一覧  
<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/>

ご不明な点等ございましたら、まずは都道府県介護保険部局にご照会ください。また、36 協定届の制度や記載方法等に関しては、お近くの働き方改革推進支援センターまたは労働基準監督署にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

- 医師の働き方改革関連制度の施行に伴う対応について（周知依頼）  
(令和6年3月26日 日医発第2250号(介護)(健III))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局庶務課：宮城、崎原  
TEL：098-888-0087/FAX：098-888-0089  
shomu@okinawa.med.or.jp